

# Keiei Roumu

vol.151

8月号

北出経営労務事務所 / シナジー経営株式会社  
910-0804 福井県福井市高木中央2丁目701 ウィング高木2F

『苦勞に直面した時に、その苦勞にどう向き合ったかによってその人の人生の生き方、考え方が定まっていく』

「若いうちの苦勞は買ってでもしろ」という言葉があるが、これは若いうちの苦勞がブレない生き方を確立するうえで欠かせないものだからだ。若いうちの経験が今を作る。  
(by野村克也氏 追悼)

## 今月の言葉



### 〈お客様インタビュー〉 ヘアカラー専門店×キタデ



大胆発想!

代表取締役 村田隆行  
株式会社マスターピース

〒918-8031 福井県福井市種池2丁目611番地  
TEL:0776-97-8973

公式HPはこちらから➡

<https://master-peace.jp/>



### 貴社のお仕事内容を教えてください

カット・パーマ施術をしない、ヘアカラーに特化した美容室です。元々美容師の国家資格をもち大阪の美容室で勤務していましたが、わずか10ヶ月で退職しました。一度は退職したものの、もう一度美容師をやりたいという気持ちがありましたが、美容師としては半人前、更にレッド・オーシャンな市場で普通に美容室を開業しても勝てないと思いました。でもやるからには福井でNo1になりたい！という思いがあり、ヘアカラーに特化したら面白いんじゃないかという発想になりました。5年前から事業展開しており、現在では福井・石川・岐阜・愛知県で11店舗を経営しています。



### 仕事で一番感動したエピソードを教えてください

当時、先陣を切って福井でヘアカラー専門店を始めた時にご来店いただいたお客様からのお言葉です。「こんなお店を待ってたんだよ～！絶対に潰れんといてね！」と大絶賛していただき、熱い握手までして下さいました。その時、自分のやろうとしている事業が求められているんだなと確信が変わった瞬間で、思わず泣きそうになりましたね。この経験談はスタッフと面談をする際必ず伝えます(笑)

### 今のこだわりは何ですか？

2店舗目の出店の時に採用難で苦労しました…。当時ハローワークで建築業に続いて美容師の採用が難しいと言われ危機感を感じました。いろいろ考えた末、当時の僕は単純なことができていなかったことに気が付きました。

それは、「採用」のペルソナを意識できていなかったことです。要するに「誰がここで働いて幸せになれるのか」を深く落とし込んでいませんでした。分析の結果、過去に美容師として働いていたけど、子育てが理由で辞めたママさん美容師が多く存在し、その方達が職場復帰しやすい環境創りをしようと焦点を当てました。労働環境も全て整備し、思い切って日曜日も定休日としました。日々、お客様・従業員の想いをカタチにする企業を目指しています。

### 今後力を入れていこうと思うことはありますか？

ここ数年は特に出店に力を入れていましたが、組織内部の強化やスタッフへの還元にも力を入れていこうと考えています。その為に、様々な仕組みを導入しています。

#### ①評価を全て言語化し、基準を明確にした。

例えば、リーダーは現場のオペレーションだけを行い「リピート率」だけを見るように明確な役割を与えることで、本人もその為に何をしなければいけないかが明確になりました。

また、リピート率が上がり下がりがすることが人事評価に繋がるというシンプルな基準にしたことで、本人もどうすれば上手いのかを自ら考えて行動するようになりました。

#### ②教育はシステムを使って効率化を図る。

タブレットやスマートフォンから、いつでも見て学べる教育体制をとっています。今の自分がどれくらい技術を習得しているかがすぐに分かるアプリを導入しており、足りない部分についてはマニュアルを動画化しているため、それを見ればいつでもどこでも学べる環境を整えています。

### 皆さんに一言メッセージをお願いします！

私達は「時間を販売している」という感覚を大事にしており、ただカラーを売っているとは思っていません。「価値を販売している」ということも普段からスタッフと共有しています。今までの美容室に行っているけどちょっと高い・時間がかかると感じている方、自分で染めているけどやはり手間だしうまく染められないという方、ホームカラーをするけど数ヶ月に一回はキレイに染めたい方にお越しいただければ感動していただける自信があります！



お子さんも一緒に参加できるレクリエーションも企画しています。



# 新型コロナウイルス感染症に 関連した雇用保険の特例

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の拡大を背景に、家族の介護や子どもの世話のために退職せざるをえなくなったり、また、雇止めや解雇された労働者が多く発生しています。今回はこのような離職者が受けられる雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）に関する特例について確認します。



## 1. 給付制限が行われない措置

失業手当は、離職理由により一定期間、給付を受けることのできない給付制限の期間が設けられています。ただし、特定受給資格者（倒産や解雇等が理由の離職者）や、特定理由離職者（一定の雇止め、転居や婚姻等による自己都合退職等が理由の離職者）は、この給付制限の期間が設けられていません。

新型コロナの影響として、2020年2月25日以降に、以下の理由により離職した人は特定理由離職者として扱うことにより、給付制限の期間が設けられないこととなっています。

- ① 同居の家族が新型コロナに感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ② 本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③ 新型コロナの影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合

## 2. 給付日数の延長

新型コロナにより、経済状況は急激に悪化し、以前の状況に戻るには相当の時間を要するとも言われています。求人倍率も大幅に減少し、離職者の求職活動の長期化等が予想されます。

そのため、失業手当の受給者について、給付日数が延長されることになりました。

対象となる離職者は、2020年6月12日以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる人で、以下の通りとなっています。

- ① 離職日が2020年4月7日以前の人  
離職理由を問わない（全受給者）
- ② 離職日が2020年4月8日から5月25日までの人  
特定受給資格者および特定理由離職者
- ③ 離職日が2020年5月26日以降の人  
新型コロナの影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者および特定理由離職者（雇止めの場合に限る）

延長される日数は原則60日ですが、30歳以上45歳未満で所定給付日数270日の人および45歳以上60歳未満で所定給付日数330日の方は30日となります。

所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合等、対象とならないこともあります。

これらの他、新型コロナにより求職活動ができない場合やハローワークに出向いて失業の認定が受けられない場合の特例も設けられています。新型コロナの影響で離職する従業員には特例が設けられていることを伝えるとよいでしょう。



# 社会保険の適用拡大等が盛り込まれた年金制度の改正

社会保険の制度は定期的に見直しが行われています。6月に閉会した国会でも、より多くの人々がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的とした「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下、「年金制度改正法」という）が成立しました。改正内容は多岐にわたりますが、企業が押さえておきたい2点を解説します。



## 1. 社会保険の適用拡大

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者となる人は、適用事業所に勤務する正社員（常時使用される人）のほか、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上であるパートタイマーやアルバイト等とされています（4分の3基準）。

これに加え、4分の3基準に該当しない場合であっても、以下の5つの要件をすべて満たす人は、被保険者になります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の適用事業所に勤めていること

年金制度改正法では、⑤の要件について、2022年10月に101人以上の適用事業所に、2024年10月に51人以上の適用事業所に拡大することとしています。

また②の要件が2022年10月に廃止され、正社員と同様に「雇用期間が2ヶ月超見込まれること」となります。

特に社会保険の適用拡大に関して、多くのパートタイマーやアルバイト等が新たに被保険者になる企業では、社会保険料の負担が相当大きなものになると予想されます。また、新たに被保険者となる従業員にとって、手取り収入が減ることにもなるため、早めに丁寧な説明をしておくことが求められます。

## 2.2ヶ月超の雇用見込者の早期加入

社会保険では「日雇いで働く人」や「4ヶ月以内の季節的業務に使用される人」等、一定の被保険者とならない人が定められています。そのひとつに、「2ヶ月以内の期間を定めて使用される人」というものがありますが、2ヶ月以内の雇用見込みの人であっても所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者となるとされています。

年金制度改正法では、雇用契約の期間が2ヶ月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断される場合は、最初の雇用期間を含めて、当初から被保険者になるとされました。

具体的には、以下のようなケースでは原則として当初から被保険者となります。

- ・就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ・同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合





## 見直しておきたい 自転車通勤等の取扱い

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

これまでも健康志向から自転車通勤を行う従業員がいましたが、最近、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるために、自転車通勤をしたいと申し出る従業員が増えてきました。当社では、従業員からの申し出があれば、自転車通勤を認めていますが、注意すべき点はありますか。



総務部長

公共交通機関の通勤ラッシュが激しい都市部を中心に、自転車通勤が増加しているようですね。自転車通勤については条例で、自転車利用中の対人事故の賠償に備えるための保険（自転車損害賠償責任保険）等への加入を義務付ける動きが全国に広がっています。例えば、2020年4月1日現在、15都府県（山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、鹿児島県）では義務化され、11道県では努力義務化されています。その他、政令指定都市で義務化されているところもあります。



北出(社労士)

そのような動きがあるのですね。この保険とは、どのようなものなのでしょうか？



自動車事故と同様に、自転車事故においても高額な賠償を求められることがあるため、自転車事故の発生に備えて加入する保険です。自転車向け専用の保険のほか、自動車保険や火災保険の特約で付保されている場合等、様々な種類があります。



なるほど。保険があること自体を知らない従業員がいるかもしれないので、従業員に周知した方が良さそうですね。



そうですね。安全運転をすることが第一ですが、万が一に備え、保険に加入することも重要です。通勤に自転車を利用するときには、保険への加入を義務付けることも考えられます。また、業務に自転車を利用することがあれば、通勤用の自転車を利用するのか、会社で保険に加入した自転車を用意するのも検討しておきたいものです。



届け出ている方法で通勤をしているのか、正確な状況がわからない状態にあるため、現状を確認し、どのような取扱いとするか検討したいと思います。



### 【ワンポイントアドバイス】

1. 条例で、自転車利用中の対人事故の賠償に備えるための保険等への加入を義務付ける動きが全国に広がっている。
2. 通勤に自転車を利用する際には、保険への加入を義務付けることも考えられる。
3. 通勤への利用のみでなく、業務に自転車を利用していないかも確認し、保険への加入を検討したい。





# 高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境づくりとその支援のための補助金

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合は増加傾向にあり、2018年は26.1%となっています。今後、70歳までの就業機会の確保が努力義務となり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境を作っていくことは重要な課題となります。そこで今回は、国が示している高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の内容とそれを支援する補助金についてとり上げます。



## 1.エイジフレンドリーガイドライン

エイジフレンドリーガイドラインには、企業に求められる事項として、以下の5つが挙げられています。

- ① 安全衛生管理体制の確立等
- ② 職場環境の改善
- ③ 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
- ④ 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- ⑤ 安全衛生教育

このうち③は、企業・高齢労働者双方がその高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握し、企業はその体力にあった作業に従事させ、高齢労働者自らの身体機能の維持向上に取り組めるように、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいとされています。具体的な体力チェックの方法として、以下のものが考えられます。

- ・従業員への気づきを促すため、加齢による心身の衰えのチェック項目等を導入すること
- ・厚生労働省が作成した「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用すること
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施すること

そして④は、健康や体力の状況を踏まえて必要に応じた措置を講じることが必要とされています。脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に高まるため、基礎疾患の罹患状況を踏まえて、労働時間の短縮や深夜業の回数の制限、作業の転換等の措置を講じることが必要です。

## 2.エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリーガイドラインに関連して創設されたエイジフレンドリー補助金は、高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している中小企業が対象となり、高齢労働者が安心して安全に働けるように職場環境の改善にかかった費用の一部を補助するものです。

補助対象は、スロープの設置といった身体機能の低下を補う設備・装置の導入を始め、数多くあります。

補助金額は、高齢労働者のための職場環境改善に要した経費の2分の1で、上限額は100万円です。申請期間は2020年10月31日までとなっており、申請先はエイジフレンドリー補助金事務センターになります。

補助金については、予算があるため、申請期間中であっても受付が締切となる可能性があります。活用を検討される場合は、早めに補助金の交付申請をしましょう。





## 業種別1法人あたり 年間の交際費等支出額



令和2年度税制改正で、交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長されました。ここでは、今年5月に発表された国税庁の調査結果※から求めた、2018年（平成30年）度分の1法人（利益計上法人）あたり年間の交際費等支出額を業種別にご紹介します。

### 製造業の平均は364万円

製造業の資本金階級計の交際費等支出額は、化学工業が最も高く672万円となりました。次いで出版印刷業が422万円、食料品製造業が383万円となっています。最も低いのは繊維工業で218万円でした。

資本金階級計の平均を求めると、364万円となりました。

### 製造業以外の平均は250万円

製造業以外の資本金階級計の交際費等支出額は、運輸通信公益事業が376万円です。最も高く、卸売業も360万円です。最も低いのは不動産業で166万円となりました。

資本金階級計の平均を求めると250万円で、資本金階級計の平均では製造業の方が高い状況です。

今年は新型コロナウイルスの影響で、交際費等支出額も減少することが予想されます。

2018年度業種別資本金階級別1法人あたり年間の交際費等支出額  
(利益計上法人、千円)

製造業							
資本金階級	繊維工業	化学工業	鉄鋼金属工業	機械工業	食料品製造業	出版印刷業	その他の製造業
100万円以下	784	1,157	1,133	1,213	869	1,011	1,024
100万円超	400	1,308	1,682	1,089	825	1,279	979
200万円 "	920	1,214	1,305	1,192	1,069	1,026	1,146
500万円 "	1,430	2,004	2,181	2,057	1,883	2,017	1,777
1,000万円 "	2,061	2,706	2,952	2,756	2,843	2,579	2,504
2,000万円 "	2,643	3,748	4,142	3,891	3,498	3,868	3,434
5,000万円 "	4,592	8,467	6,904	6,353	7,820	9,650	6,731
1億円 "	6,390	17,006	13,500	9,533	12,395	61,832	11,410
5億円 "	25,500	21,671	23,979	18,912	29,364	116,353	21,438
10億円 "	31,333	49,925	30,595	30,911	60,771	148,789	35,927
50億円 "	56,333	86,606	52,520	54,364	106,111	46,333	55,348
100億円 "	207,000	287,256	267,684	119,535	320,640	525,750	445,211
<b>計</b>	<b>2,180</b>	<b>6,716</b>	<b>2,913</b>	<b>3,149</b>	<b>3,826</b>	<b>4,223</b>	<b>2,471</b>
製造業以外							
資本金階級	建設業	卸売業	小売業	料理飲食旅館業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業
100万円以下	1,563	1,321	991	1,523	976	1,229	1,364
100万円超	1,778	1,344	975	1,339	988	1,190	1,221
200万円 "	1,893	1,287	1,055	1,205	972	1,598	1,284
500万円 "	2,564	2,220	1,683	1,664	1,744	2,211	2,144
1,000万円 "	3,302	3,108	2,254	2,008	2,058	2,701	2,670
2,000万円 "	4,346	5,113	3,681	2,844	2,743	3,577	3,619
5,000万円 "	9,824	10,589	7,679	3,620	4,613	7,540	6,130
1億円 "	28,210	22,066	14,855	10,238	8,450	13,754	10,793
5億円 "	49,184	44,753	19,880	27,269	28,303	19,446	19,020
10億円 "	97,786	63,466	65,200	84,559	32,295	25,095	32,865
50億円 "	163,206	140,863	67,208	143,273	28,583	68,768	68,630
100億円 "	806,313	381,610	116,800	47,667	212,167	269,463	230,696
<b>計</b>	<b>2,813</b>	<b>3,602</b>	<b>1,780</b>	<b>1,816</b>	<b>1,664</b>	<b>3,757</b>	<b>2,059</b>

国税庁「平成30年度分会社標本調査」より作成

※国税庁「平成30年度分会社標本調査」  
 内国普通法人を対象に、2018年（平成30年）4月1日から2019年（平成31年）3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、2019年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。  
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00351020&tstat=000001043127&cycle=8&ear=20181&month=0&tclass1=000001043218&result\\_back=1&cycle\\_facet=tclass1%3Acycle](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00351020&tstat=000001043127&cycle=8&ear=20181&month=0&tclass1=000001043218&result_back=1&cycle_facet=tclass1%3Acycle)



## WEB会議システムを 気持ちよく利用するには？



新型コロナウイルスの影響で、WEB会議システムの活用が進んでいます。場所や移動時間の制約が少ないため、今後も利用が進むと思われます。ここでは、主催者側の視点を中心にWEB会議を行う場合の注意点をご紹介します。

### ①パソコン等の環境を事前確認

利用するWEB会議システム（以下、システム）によっては、アプリのインストールが必要なものや、推奨環境に特定のブラウザを指定しているものがあります。会議の主催者は、使用するパソコン等にアプリや対象のブラウザをインストールすることを参加者へ連絡し、事前準備を促しましょう。

また、使用するパソコンにマイクやカメラが付いているかどうかを参加者に事前確認してもらい、必要に応じて準備してもらいます。

これらの準備と同時に、主催者としてシステムにどんな機能があるのか、できること、できないことを確認します。特に次の②と③はシステムでの利用方法を確認して、必要に応じて参加者へ案内をしておきましょう。

### ②背景やパソコンのデスクトップ

自宅や会社の自席からWEB会議に参加すると、自宅や自席の様子がカメラに映り込みます。システムによっては背景をぼかしたり、別の画像を設定したりできる機能がありますが、横を向くなど自分が動くことで背景が外れてしまうこともあります。壁やカーテンを背にするなど、想定外に背景が映り込んでも問題ないようにして、会議に臨むと安心です。

また、主催者として自分のパソコン画面を参加者に見てもらう場合は、デスクトップを事前に整理しておくで見栄えがよくなります。

### ③雑音に注意

WEB会議中、小さな音をマイクが拾い、雑音を発生させることがあります。雑音を発生させている人はそのささいな音に気づきにくいのですが、聞こえる側はストレスに感じやすいです。

システムによっては、主催者の権限で参加者のマイクをミュート（消音）にすることができますし、自分が発言しない時はマイクをミュートにすることを事前に参加者へ依頼するなどして、会議中の雑音を減らしましょう。

### ④全員が話せるように配慮する

WEB会議では、複数人が話すと聞き取れないことが多いため、おのずと一人ずつ話すようになります。カメラ越しだと会話の切れ目がわかりにくく、うまく話に入れないことがあります。複数人の会議では主催者が議長となって、話していない人に声をかけたりしながら、参加者全員で話しやすい雰囲気をつくりましょう。

WEB会議を経験したことがない方は、これらの点に注意しながら、お試してください。



## 今月のお知らせ

夏季休業のお知らせ	当事務所は8月13日(木)～8月16日(日)まで夏季休業期間となっています。8月17日(月)からは通常通りとなります。手続き等、お急ぎの場合はお早めにご連絡ください。
賞与支払届の提出	賞与を支給した場合は、5日以内に「賞与支払届」を年金事務所に提出します。また、賞与支払予定月等に賞与の支払が無かった場合でも、総括表の提出が必要になりますのでご注意ください。
労働保険 年度更新 (提出期限が延長されています)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日(月)～7月10日(金)から 令和2年6月1日(月)～8月31日(月)に延長しています。
高年齢及び障害者雇用 状況報告 (報告期限が延長されています)	報告対象の事業所 → 高年齢→従業員31人以上規模の事業所 障害者→従業員45.5人以上規模の事業所 報告期限が令和2年7月15日(水)から令和2年8月31日(月)に延長しています。

# 食レポ ni Kitadeeee! Vol.029

### “あっさり” 鶏塩レモンラーメン!

はじめまして! 4月より入社した堀内が初の食レポを担当します☆今回、暑い夏に最適なラーメンをご紹介します。外見はカフェかな?と思うような佇まい。お洒落なOLさんが入るような雰囲気漂っています...が、そんなことはありません! 気軽に食べることができるラーメン屋さんです! 大手町の大通りにある「鶏soba 蒜咲」というお店です♪



一見、ラーメン屋さんだとは思えないほどおしゃれな外装をしています! ラーメンが食べたい...でも重たいラーメンは嫌だ... あっさりラーメンが食べたい...そんな時は「鶏soba 蒜咲」で決まり☆メニューをみると、濃厚ラーメンもありますが、今回は夏限定「鶏塩レモン」を注文(\*ω\*)暑い夏にピッタリなレモンが疲れを吹き飛ばしてくれます。とにかく香りが最高!!テーブルにラーメンが到着した途端にふわっとレモンの香りが漂います。その香りでますます食欲が増すこと間違いなしです!!!

レモンが多くてすっぱそう...(\*´3`)と思いきや! 全くそんなことはありません。レモンのいい香りと適度な酸味、鶏の旨味がマッチして最高です! こってりラーメンが苦手な方、たまにはあっさりラーメンが食べたい! という方にもおすすめの一品です。



外装だけでなく、内装もお洒落で雰囲気のいいお店です。家族やカップル、おひとり様でもゆっくり食べることができます♪是非行ってみてください!

因みに、ここで簡単に堀内の自己紹介を致します☆好きなことは食べることです! 作ることも好きですが、外食も大好きです(\*´▽`\*)日々、目を光らせて福井県のお店巡りをしています(笑)皆様に食レポで発信できるように素敵なお店を見つけていきます。

特に弊社にはたくさんのグルメ家がいるので負けられないように穴場スポットを探していきますね~! これからよろしく願います!